

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

## 平成23年度12月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、厳冬の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、12月締めの受付台数は11,528台で本年度累計は103,985台、前年度同月比102.7%、前年度累計比107.6%となりました。  
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 定期検査報告書、検査結果表の記入について

定期検査報告書等の記入について、地域講習会並びに月々発行している「月報」、又、報告書提出時等にてお願いをしておりますが、未だ数多くの不備内容(記入漏れ、項目誤り、誤字、脱字)の報告書が提出されております。

##### 1) 定期検査報告書 (第一面)

・所有者、管理者欄の氏名のフリガナ、氏名、郵便番号、住所、電話番号の記入漏れ及び誤字

##### 2) 定期検査報告書 (第二面)

① 昇降機に係る確認済証交付年月日欄の記入漏れ

② 備考欄への記入漏れ

・国土交通大臣の認定を受けた部分(構造上主要な部分、制動装置等)及び認定番号の記載を求める等国土交通大臣の認定を受けたものであることを明確にすることを求める。

建築基準法施行規則の一部改正等の施行について(技術的助言)平成20年4月1日 国住指第2号

##### 3) 検査結果表について

・各種耐震対策(駆動装置等、昇降路内、ピット内)で前回検査時の判定と違う等が多い。

○ 定期検査報告書提出前に記入漏れ、項目誤り等が無いが、再確認していただくようお願い致します。

#### 2. エレベーターの安全装置に係る表示記号(マーク等)の募集について

エレベーターの戸開走行保護装置及び地震時等管制運転装置の設置は、平成20年9月の建築基準法施行令の改正(平成21年9月から施行)により、新規設置のエレベーターに義務付けられました。

既存のエレベーターには、これらの安全装置の設置が法的に求められていませんが、安全装置の一層の普及促進に寄与することは重要な課題となっております。

この度、一般社団法人 建築性能基準推進協会では、国土交通省の「建築確認手続きの円滑化等推進事業」の一貫として、これらの安全装置の普及のため、一般の人にわかりやすい表示記号(マーク等)をエレベーターのかご内に表示することにより、普及促進を図ることとしております。

その為、かご内に表示する表示記号(マーク等)デザインを広く一般の方々からの募集を行なっております。尚、募集の詳細については、弊協議会のホームページから一般社団法人 建築性能基準推進協会アドレスへ「リンク」できますので、ご協力の方よろしくお願い致します。

#### 3. 事務所移転のお知らせ

弊協議会の事務所は平成23年10月11日に移転致しました。

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目1番5号 平和不動産 北浜ビル

京阪地下通路との連絡階段(北浜駅 23号出入口)

TEL 06-6228-1623 (代表) FAX 06-6228-0252

以上